

ろうきん定額自動送金サービス利用規定

1. (定額自動送金サービス)

ろうきん定額自動送金サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、あらかじめ指定された預金口座（送金元口座）から、あらかじめ指定された日に指定の金額を自動的に引落とし、送金先口座に自動的に振込を行うサービスをいいます。

2. (対象)

本サービスの対象となる送金元口座は、総合口座を含む普通預金口座および当座預金口座とします。

3. (送金日の指定等)

- (1) 本サービスでは、あらかじめ送金日、送金額および送金先口座等を指定いただきます。
- (2) 送金日が当金庫休業日の場合は、あらかじめ指定いただいた取扱日（前営業日または翌営業日）で行います。

4. (送金元預金口座からの払戻し)

- (1) 本サービスを行う場合の送金元口座からの払戻しについては、総合口座取引規定、普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出は受けずに当金庫所定の方法で取扱います。
- (2) 送金元口座が総合口座で、その普通預金残高が不足する場合は、当座貸越契約により、不足額を自動的に貸出し、普通預金に入金のうえ払戻します。
- (3) 送金元口座からは、送金額および当金庫所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）を合算して払戻します。
- (4) この契約については、当金庫からの受取書および送金済の通知書等の発行は省略します。

5. (手数料)

- (1) この取扱いにあたっては、1回の送金ごとに、当金庫所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）をいただきます。なお、振込手数料は、送金先金融機関および送金額により金額が異なります。
- (2) 手数料改定の際は、改定日以降は新手数料をいただきます。なお、改定内容の個別の通知は省略します。

6. (送金の取消)

送金元口座の残高が、当日の午後 3 時までには、送金額および手数料を合算した金額に満たないときは、特に通知することなく、当該送金は取止めたものとして取扱います。

7. (変更、解約)

- (1) この契約は、送金期間の満了をもって終了します。
- (2) この契約を解約するとき、または契約内容を変更する場合は、当金庫所定の書面により当店または当金庫本支店に届出てください。届出前の送金については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 送金元口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして取扱います。この場合、解約通知は省略させていただきます。
- (4) この契約は、当金庫が必要と認めた場合には、特に通知することなくいつでも解約できる

ものとしします。

8. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、総合口座取引規定、普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定、当座勘定規定および振込規定にもとづいて取扱います。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとしします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。

以 上